

除草業務仕様書

1 業務名

令和 8 年度松阪警察署除草業務

2 履行場所

松阪市中央町 3 6 6 番地 1 松阪警察署

3 業務内容

- (1) 実施場所敷地内の除草、フェンスに伸びたツルの撤去等を行う。
- (2) 除草方法は、資機材持込とし、草地及び樹木間を対象とする。
- (3) 除草・草刈は、肩掛式草刈機等による草刈、人力による草刈とし、場所により適切に行うとともに、作業中は、人、車等への飛び石に配慮し、安全に十分注意すること。
- (4) 災害又は事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を委託者に報告すること。
- (5) 集草作業と併せて堆積落葉、枯れ枝等の収集処分を行うものとする。
- (6) 業務の実施に伴い発生した枝葉、雑草等の廃棄物は、受託者において関係法令等に従い適法に運搬処分すること。松阪市クリーンセンターへ廃棄物を搬入する場合は、同センターが定めるごみ受け入れ基準及びごみ持ち込み要領を遵守すること。
- (7) 作業に当たっては、あらかじめ委託者と打ち合わせの上、作業を実施すること。
- (8) 業務の履行確認として、「写真管理」を行うものとする。
なお、「写真管理」については以下のとおりとする。
 - ア 業務写真はカラーとする。
 - イ 撮影場所は、業務全体が把握できるように数か所とする。
 - ウ 撮影時は、作業前、作業中（実施状況）、作業完了後とし、同アングルで撮影すること。
- (9) 委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を提出すること。
- (10) 本仕様書に明示されていない事項は、委託者と受託者が協議の上決定する。
- (11) 本業務に係る一切の費用は、全て受託者の負担とする。

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 8 月 3 1 日（月）まで

5 提出書類

- (1) 作業工程表 1 部（業務着工日までに）
- (2) 作業員名簿 1 部（業務着工日までに）
- (3) 写真（業務前・業務中・完了） 1 部（全業務完了後）
- (4) 業務完了報告書 1 部（全業務完了後）

6 特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が上記(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排除要綱第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずることとする。